

## 学校体育施設及び社会体育施設の使用料減免適用範囲

1. 下記の規定にかかわらず、暖房又は冷房に係わる額については、減免しないものとする。ただし、(1)のオ、(1)のエについては除く。
2. 下記減免の適用範囲であっても、営利を目的とし又は収益をあげるための使用についてはこの基準を適用しない。
3. 使用時間  
4月～10月 午前8時～午後7時 昼間料金  
11月～3月 午前8時～午後5時 昼間料金  
上記以外の時間は夜間料金とする。  
施設使用時間は、午後10時までとする。

### 【減免規定】

- (1) 減免率 10 / 10
  - ア 自治会がその事業目的のために使用する場合。
  - イ 交通安全・防犯又は住民福祉等の向上を目的として組織された団体が、その事業目的のために使用する場合（交通安全協会等）
  - ウ PTA・同窓会がその事業目的のために使用する場合。（PTA 総会、PTA 球技大会等）
  - エ 災害時の避難所、収容所にあてるとき。
  - オ 県、市町村及びその組織財産区並びにその他公共団体が公用又は公共に供するために使用するとき。（選挙投票所等）
  - カ 地方公務員法第52条及び53条の規定に基づく職員団体が各種行事のために使用する場合。（教育振興体育大会など）
  - キ 上記のほかに町長が特に必要と認める場合。（郡総体、四県四郡市、県民スポレク祭の練習）  
但し、大会開催1ヶ月前の練習に限る。
- (2) 減免率 2 / 3
  - ア 社会教育法第10条に規定する社会教育団体に使用させるとき。（青年団、婦人会、子供会等）
  - イ 体育・スポーツを目的とした団体又はグループで、代表者を有し、かつ別に定めるところにより教育委員会が認定したもの。（同好会、PTAの球技大会練習等）
- (3) 減免率 1 / 2
  - ア 公益を目的として設立された団体で、町が出資又は補助金を交付している団体に使用させるとき